障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領

最終改正：令和６年４月１日

（趣　旨）

第１　この要領は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関、企業等地域の多様な委託先を活用し、障がい者の能力､適性及び地域における障がい者の雇用ニーズに対応した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７第３項に規定する委託訓練（以下「障がい者委託訓練」という。）の実施に関して、「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領」（令和６年３月29日付け開発0329第41号厚生労働省人材開発統括官通知。以下、「厚生労働省実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２　訓練の実施主体は、産業技術短期大学校（本校）、産業技術短期大学校水沢校及び宮古高等技術専門校とし、それぞれの訓練実施地区を次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　主　体 | 訓　練　実　施　地　区 |
| 産業技術短期大学校（本校） | 盛岡市、花巻市、北上市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、軽米町、九戸村、一戸町 |
| 産業技術短期大学校水沢校 | 大船渡市、一関市、陸前高田市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町 |
| 宮古高等技術専門校 | 宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町 |

（受託機関）

第３　障がい者委託訓練の受託機関（以下「受託機関」という。）は、社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）、民間教育訓練機関及び企業等とする。

（訓練の対象者）

第４　障がい者委託訓練の対象者は、厚生労働省実施要領３に規定する訓練対象者に該当する者とする。

（訓練定員）

第５　訓練定員は、予算の範囲内で別に定める。

（訓練職種及び訓練内容等）

第６　訓練職種は、訓練受講者（以下「受講者」という。）の障がいの態様及び地域の障がい者雇用ニーズを勘案し、委託訓練を受講して就職の促進が図られると認められる職種とする。

２　訓練内容、訓練実施方法及び訓練日程は、第２に規定する実施主体（以下「実施主体」という。）が受託機関と協議して決定するものとする。

（訓練コース及び訓練期間等）

第７　障がい者委託訓練の訓練コースは厚生労働省実施要領７に規定する (１)知識・技能習得訓練コース、(２)実践能力習得訓練コース及び(４)特別支援学校早期訓練コースとし、訓練期間等の取扱いは厚生労働省実施要領に準ずるものとする。

（訓練人員）

第８　委託訓練を行う一単位の受講者数は、訓練コースごとに、受託機関の受託能力及び訓練効果が認められる人数で設定する。

（委託料）

第９　委託料は、厚生労働省実施要領10各項に規定する委託料の額の範囲内とし、予算の範囲内で委託契約書により定めた額とする。

（障がい者向け訓練支援機器賃貸借費）

第10　障がい者向け訓練支援機器賃貸借費の対象となる機器等や支給額は、厚生労働省実施要領11各項に規定する範囲内とし、予算の範囲内で委託契約書により定めた額とする。

（就職支援経費）

第11　就職支援経費は、厚生労働省実施要領12に規定する額の範囲内とし、予算の範囲内で委託契約書により定めた額とする。

（訓練に要する経費）

第12　受講料は無料とする。ただし、訓練時に着用する被服、行事等への参加経費や民間保険に加入する場合の保険料（知識・技能習得訓練コースにおける職場実習、実践能力習得訓練コース及び特別支援学校早期訓練コースにおいて加入する労働者災害補償保険の保険料を除く。）等個人に係る諸経費は、受講者の自己負担とする。

（受講の手続き）

第13　受講希望者は、受講申込書（様式第１号）を所管公共職業安定所に提出するものとする。

２　公共職業安定所長は、受理した受講申込書（様式第１号）を、第２の実施主体の区分に応じて所管する実施主体に送付するものとする。

３　実施主体の校長（以下「校長」という。）は、受講者の決定に当たり、受講のあっせんを行った公共職業安定所と協議し、意見の調整を行ったうえで受講を決定し、受講申込者に対して受講決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（委託契約の締結）

第14　校長は、障がい者委託訓練を委託する場合には、委託する訓練コースに応じて別紙１－１（知識・技能習得訓練コース（集合訓練）用）、別紙１－２（知識・技能習得訓練コース（障がい者向け日本版デュアルシステム）用）、別紙２（実践能力習得訓練コース用）、別紙３－１（特別支援学校早期訓練コース＜知識・技能習得＞用）又は別紙３－２（特別支援学校早期訓練コース＜実践能力習得用＞）により契約を締結するものとする。

（障がい者職業訓練コーディネーター）

第15　障がい者委託訓練を効率的かつ効果的に実施するため、障がい者職業訓練コーディネーターを産業技術短期大学校（本校）に配置する。

２　障がい者職業訓練コーディネーターは次の業務を行うものとする。

　(１)　地域の障がい者雇用ニーズ及び個々の企業が求める技能レベル等を把握するための公共職業安定所との連絡調整

　(２)　個々の障がい者に最も効果的な委託先の開拓及び委託訓練カリキュラムのコーディネー

　　　ト

　(３)　コーディネートした委託訓練の進捗状況の管理・評価

　(４)　訓練や職場実習の実施に当たってのアドバイス等、受託機関及び職場実習先への支援

　(５)　障がい者委託訓練制度の周知及び受講者の募集業務

(６)　障がい者委託訓練の効果的な実施に係る会議、情報交換会、企業向け説明会に係る事務

（７）受託機関に対する委託契約に係る事務手続等の支援

（８）その他関係機関との連絡調整等、訓練の円滑な運営に資する支援

（障がい者職業訓練コーチ）

第16　障がい者委託訓練の受講者に対して、事前の訓練方針から訓練修了後の就職支援までの専門的・総合的な支援を行うため、障がい者職業訓練コーチを産業技術短期大学校水沢校及び宮古高等技術専門校に配置する。

２　障がい者職業訓練コーチは次の業務を行うものとする。

　(１)　個々の受講者の状況を把握するため、医療、保健、福祉機関等と連携した情報収集及び公共職業安定所との連絡調整

　(２)　個々の受講者に係る訓練の進捗状況の管理・評価及び修了後のフォローアップ

　(３)　訓練受講が必要である障がい者の障がい状況、就職希望、職場実習実施状況、就職に至らなかった者の職業能力開発上の課題等の把握

　(４)　訓練開始前の受講準備支援や受託機関及び職場実習先におけるきめ細やかな適応支援

　(５)　特別支援学校高等部等の生徒に係る就職希望、職場実習実施状況及び就職に至らなかった者の職業能力開発上の課題等の把握

　(６)　訓練修了者に関する公共職業安定所、企業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育訓練機関等との連絡調整

（労働者災害補償保険の特別加入）

第17　知識・技能習得訓練コースにおける職場実習、実践能力習得訓練コース及び特別支援学校早期訓練コースの受講者は、定住推進・雇用労働室が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条による労働者災害補償保険の特別加入の対象者とする。

（訓練受講中の事故発生に備えた民間保険への加入勧奨）

第18　知識・技能習得訓練コースにおける職場実習、実践能力習得訓練コース及び特別支援学校早期訓練コースについては、実際の企業現場で訓練を実施することから、訓練中の事故等により受講者が負傷し、あるいは企業の設備や顧客に損害を与える事態に備え、受講者に対して、自身の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を勧奨することとする。

（受講者の取扱い）

第19　訓練期間中の受講者は、実施主体に在籍する訓練生として取り扱うものとする。

（就職支援）

第20　受託機関は、広域振興局等、地域の関係機関と連携し、受講者の就職促進に努めるものとする。

（個人情報の管理）

第21　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）に基づき、実施主体及び受託機関は、受講者の個人情報の適切な管理を行うものとする。

　２　実施主体及び受託機関は、受講生に関するいかなる秘密についても第三者に漏らしてはいけない。

（その他）

第22　この要領に定めるもののほか、訓練の実施に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

　この要領は、平成19年４月１日から適用する。

附 則

　この要領は、平成20年４月１日から適用する。

附 則

　この要領は、平成20年５月23日から適用する。

附 則

　この要領は、平成21年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成22年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成23年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成24年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成25年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成26年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成27年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成28年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成29年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成31年４月１日から適用する。

附 則

　この要領は、令和２年４月１日から適用する。

附 則

　この要領は、令和２年６月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、令和２年12月25日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、令和３年２月25日から適用する。

附　則

　この要領は、令和４年４月１日から適用する。

附　則

　この要領は、令和５年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、令和６年４月１日から適用する。